行橋市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）第１１５条の４５に規定する介護予防・日常生活支援総合事業のうち同条第１項第１号に規定する事業（以下「総合事業」という。）の実施に関し、法、介護保険法施行令（平成１０年政令第４１２号。以下「法施行令」という。）及び介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号。以下「法施行規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定め、介護保険の被保険者の要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　要支援者　法第９条第１号に規定する第１号被保険者のうち、要支援認定（法第３２条に規定する要支援認定をいう。以下同じ。）を受けた者をいう。

⑵　準支援者　介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成２７年厚生労働省告示第９６号）に定める基本チェックリスト（以下「基本チェックリスト」という。）及び行橋市総合事業判定会議（以下「判定会議」という。）により、介護予防・生活支援サービス事業の該当となった被保険者をいう。

⑶　居宅要支援被保険者等　法第１１５条の４５第１項第１号に規定する居宅要支援被保険者等をいう。

⑷　訪問型サービス　法第１１５条の４５第１項第１号イに規定する第１号訪問事業として、サービスを受ける者の居宅において、掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供するサービスをいう。

⑸　通所型サービス　法第１１５条の４５第１項第１号ロに規定する第１号通所事業として、サービスを受ける者を老人デイサービスセンター（老人福祉法(昭和３８年法律第１３３号)第２０条の２の２に規定するものをいう。）等の施設に通わせ、機能訓練の実施、集いの場の提供等の日常生活上の支援を提供するサービスをいう。

⑹　準支援サービス　要支援者及び準支援者に対し、日常生活を支援するためのサービスをいう。

⑺　介護予防ケアマネジメント　法第１１５条の４５第１項第１号ニに規定する第１号介護予防支援事業として、サービスを受ける者の心身の状況又は置かれている環境その他の状況に応じて、適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるように必要な援助を行う事業をいう。

　⑻　旧介護予防訪問介護　地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成２６年法律第８３号。以下「医療介護総合確保法」という。）第５条による改正前の法（以下「旧法」という。）第８条の２第２項に規定する介護予防訪問介護をいう。

　⑼　旧介護予防通所介護　旧法第８条の２第７項に規定する介護予防通所介護をいう。

２　一般介護予防事業において実施する介護予防把握事業、介護予防普及啓発事業等の推進については、市長が別に定める。

（事業構成及び事業内容）

第３条　総合事業の事業構成は、要支援１及び２相当サービス並びに準支援サービスとし、事業内容及び利用対象者は、別表第１に定めるとおりとする。

（要支援者の利用手続）

第４条　要支援者であって、前条に規定する事業（以下「対象事業」という。）を利用しようとする者は、法第８条の２第１６号に規定する介護予防サービス計画の作成を受け、又は介護予防ケアマネジメントを依頼しなければならない。

２　対象事業を利用しようとする要支援者は、介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書（様式第１号）を市長に提出するものとする。

３　市長は、前項の書類の提出があったときは、当該利用対象者を受給者台帳に登録するものとする。

４　当該利用対象者は、居住地を管轄する行橋市地域包括支援センター（以下「高齢者相談支援センター」という。）に対し、対象事業を利用するに当たっての支援を依頼するものとする。

５　高齢者相談支援センターは、当該利用対象者から介護予防ケアマネジメントの実施の依頼があったときは、当該利用対象者に対して介護予防ケアマネジメントを実施する。

（準支援者の利用手続）

第５条　準支援サービスを利用しようとする者は、市又は高齢者相談支援センターに行橋市介護予防・日常生活支援総合事業利用申請書（様式第２号）及び基本チェックリストを提出しなければならない。

２　高齢者相談支援センターは、前項に基づき申請があったときは、本人の状態確認のため所定のアセスメントを行ない、市が主催する判定会議に諮らなければならない。

３　市は、判定会議においてサービス給付の可否を決定したときは、市は、その結果に基づき行橋市介護予防・日常生活支援総合事業利用決定（却下）通知書（様式第３号）により、通知するものとする。

４　前項の通知書を受けた者は、高齢者相談支援センターの担当者と介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントの作成を行うものとする。

（判定会議）

第６条　市は、判定会議を開催するにあたっては、サービス受給の可否、サービスの提供の期間等について総合的に決定するため、次に掲げる職員を出席させなければならない。

⑴　高齢者相談支援センター担当者

⑵　介護保険課統括地域包括支援センター職員

⑶　その他判定に対し意見を聴取できる担当介護支援専門員等関係者

（事業支給費の額及び支給方法）

第７条　利用対象者が法第１１５条の４５の３第１項に基づき支給を受ける予防給付基準訪問介護事業及び予防給付基準通所介護事業（以下「予防給付基準サービス事業」という。）に係る事業支給費の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるところによる。

⑴　予防給付基準訪問介護事業　旧介護予防訪問介護に係る旧法第５３条第２項第１号に規定する厚生労働大臣が定める基準の例により算定した費用の額の１００分の９０又は１００分の８０に相当する額

⑵　予防給付基準通所介護事業　旧介護予防通所介護に係る旧法第５３条第２項第１号に規定する厚生労働大臣が定める基準の例により算定した費用の額の１００分の９０又は１００分の８０に相当する額

２　市は、法第１１５条の４５の３第３項に基づき、予防給付基準サービス事業を利用した居宅要支援被保険者等に代わり、当該予防給付基準サービス事業に係る指定事業者（以下「予防給付基準サービス事業者」という。）に事業支給費を支払うものとする。

３　準支援サービスについては、介護職員処遇改善加算を適用し、算定方法は、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成１８年厚生労働省告示第１２７号）別表第１項へ及び第６項リの規定による。

（準支援サービス支給費に係る支給限度額）

第８条　利用対象者が１月に利用した準支援サービスにつき支給する事業支給費の支給限度額は、法第５５条に規定する介護予防サービスに係る支給限度額以内とする。

（高額介護予防サービス費相当事業等の手続）

第９条　市長は、高額介護サービス費及び高額医療合算介護サービス費に相当する事業を実施することができる。

（利用料）

第１０条　総合事業の利用者は、別表第２に定める利用料を負担するものとする。

２　前項の利用料には、次に掲げる費用を含まない。

⑴　食事の提供に要する費用（協同して調理を行う場合の食材料費相当額及び弁当等の購入費を含む。）

⑵　前号に掲げるもののほか、準支援サービス事業において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

３　第１項の利用料については、総合事業の実施事業者において徴収する。

（予防給付基準サービス事業者の指定及び更新）

第１１条　予防給付基準サービス事業者の指定は、法第１１５条の４５の５に定めるところによって、当該予防給付基準サービス事業を行う者の申請により、当該事業の種類及び当該事業所ごとに行う。

２　前項の指定に関する基準は、行橋市介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱（平成２７年１０月行橋市告示第１０４号。以下「基準要綱」という。）で定める。

３　第１項の指定は、６年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

（予防給付基準サービス事業者の指定の取消し等）

第１２条　市長は、法第１１５条の４５の９に該当する場合又は基準要綱に定める規定に違反する場合においては、予防給付基準サービス事業者に係る第１１条第１項による指定を取り消し、又は、期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

（準支援サービス事業者の指定及び委託）

第１３条　準支援サービス事業者は、基準要綱第４条の定めるところにより、事業所の指定を受けなければならない。

２　前項の師弟は、準支援サービス事業を行う者の申請により、基準要綱に基づいて行う。

３　準支援サービス事業を行なう者は、事業の種別等により、市より委託された事業を行なうことができる。

（準支援サービス事業の開始）

第１４条　前条第３項により事業の委託を受けたものは、事業を開始しようとするときは、その開始の１月前までに、行橋市介護予防・日常生活支援総合事業受託事業に係る申請書（様式第４号）、訪問型サービスの受託に係る記載事項（付表１）、通所型サービスの受託に係る記載事項（付表２）、 事業所の建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要（付表３）及び管理者（基準要綱第１１条及び第２５条に規定する管理者をいう。）の経歴書（付表４）を市長に届出なければならない。

（事業の廃止、休止又は変更の届出）

第１５条　予防給付基準サービス事業者又は準支援サービス事業受託者は、法施行規則第１４０条の６２の３第２項第４号に定めるところにより、当該実施する事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日から１月前までに次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

⑴　廃止し、又は休止しようとする年月日

⑵　廃止し、又は休止しようとする理由

⑶　事業を利用している者に対する措置

⑷　休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

２　予防給付基準サービス事業者は、法施行規則第１４０条の６３の５第１項第１号、第２号、第４号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）から第８号まで、第１２号及び第１４号に掲げる事項に変更があったとき、又は休止した当該事業を再開したときは、１０日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

3　事業者は、前項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日の前１月以内に当該予防サービス事業を受けていた者であって、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き予防サービス事業に相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な予防サービス事業等が継続的に提供されるよう、介護予防マネジメントを行う地域包括支援センター、他の予防サービス事業者及び関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

4　準支援サービス事業の受託者は、第１項各号に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

（委託事業の管理）

第１６条　準支援サービス事業及び介護予防ケアマネジメント事業の受託者は、毎年度市長が指定する期日までに事業計画書（準支援サービス事業の受託者に限る。）及び収支予算書を提出しなければならない。

２　前項の受託者は、１月間に実施した当該事業について、実施月の翌月１０日までに、次に掲げる事項を記載した事業実施状況報告書を市長に提出しなければならない。

⑴　利用者の氏名

⑵　利用者の介護保険被保険者番号

⑶　利用者の状態区分

⑷　実施した事業（介護予防ケアマネジメント事業にあっては、介護予防・生活支援サービス計画に位置づけた事業とする。）の名称

⑸　利用者ごとの利用回数

⑹　担当の地域包括支援センター職員の氏名

３　第１項の受託者は、毎年度終了後３０日以内に次の各号に掲げる事項を記載した事業実績報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

⑴　年間の事業の実施内容の概要

⑵　年間の実利用者数

⑶　年間の延利用回数（介護予防ケアマネジメント事業にあっては、延利用件数）

⑷　事業実施に係る収支の状況（決算書）

（秘密保持等）

第１７条　総合事業に従事する者（以下この条において「従事者」という。）及び従事者であった者は、正当な理由なく、その業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

２　第１１条及び第１２条の規定により指定を受ける事業者の管理者は、当該事業所の従事者及び従事者であった者が、正当な理由なく、その業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を漏らさないよう、必要な措置を講じなければならない。

３　事業者は、利用者の個人情報を用いる場合は、利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は、当該家族の同意をあらかじめ文書により得ておかなければならない。

(事故発生の対応)

第１８条　事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントを行なう高齢者相談支援センターに連絡を行なうとともに、必要な措置を講じなければならない。

２　事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、後日速やかに事故報告書として市に報告しなければならない。

３　事業者は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事案が発生した場合、自己の責任において速やかに損害を賠償しなければならない。

（関係機関との連携）

第１９条　市長は、関係する機関との連携を図り、総合事業による効果が期待される対象者の早期発見に努めるほか、対象者に対する支援が円滑に行なわれるよう、関係機関との相互の連携強化に努めなければならない。

（その他）

第２０条　この告示に定めるもののほか、総合事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

この告示は、公布の日から施行する。